

## リフォーム支援事業対象工事判定一覧表

工事箇所		工事内容	判定	備考
A	屋根の葺替や塗装 雪止めや雨どいの設置	1 屋根のコーキング工事	○	
		2 屋根の塗装	○	
		3 雪止めや雨どいの新設や補修	○	
		4 屋根防水シートの新設や補修	○	
		5 TVアンテナの取付	×	
B	外壁の張替や塗装	1 外壁のコーキング工事	○	
		2 防腐剤の塗装	○	
		3 外壁の吹きつけ塗装	○	
		4 外壁の塗替	○	
		5 防蟻剤の塗装	×	
C	壁紙や床の張替等の内装工事	1 壁の塗装	○	
		2 室内クロスの張替	○	
		3 畳のフローリング化	○	
		4 フローリングの畳化	○	
		5 掘り炬燵の新設	○	
		6 防水塗料等による防水工事	○	
		7 間仕切壁の新設	△	置くだけのタイプ・取り外しが可能なタイプのものは対象外
		8 カウンター, テーブル, 棚の新設	△	
D	窓の交換補修	1 窓ガラスのみの交換	×	
		2 窓枠サッシを交換	○	
		3 窓の新設 (出窓を含む。)	○	
		4 網戸のみの交換	×	
		5 網戸の新設	×	
		6 バルコニーの新設や補修	○	
		7 物干し台の新設や補修	○	
		8 防犯柵の新設や補修	○	
E	室内の建具交換	1 ふすま, 障子の新設・交換	△	ふすま紙, 障子紙のみ交換する場合は対象外
		2 欄間の新設	○	
		3 室内ドアの新設・交換	○	自動化, 電子錠化する場合も対象
		4 玄関ドアの新設・交換	○	
F	外壁, 屋根, 天井, 床の断熱化	1 防音工事	○	
		2 地下室の設置	○	
		3 土間を座敷に改築	○	
		4 床の張替	○	
		5 雨戸の新設, 補修	○	
		6 庇の取り付け	○	
		7 バリアフリー化工事	△	他の盛岡市補助金の対象工事箇所と重複する部分は対象外
		8 スプリンクラーの取り付け	△	器具交換は対象外
		9 床暖房工事	△	暖房カーペットに類するものは対象外
		10 ウッドデッキの新設	△	住宅から分離し独立しているものは対象外
G	風呂, 台所, トイレ及び洗面所等の水回り工事, 下水管工事	1 システムキッチンの新設や補修	○	
		2 ユニットバスの新設や交換	○	
		3 薪風呂からボイラー風呂への交換	○	
		4 浄化槽の改修や補修	○	
		5 グリーストラップの改修や補修	○	
		6 トイレの水洗化	○	
		7 便器の交換	△	
		8 湯沸器, 給湯器, ボイラーの交換	△	
		9 洗面台の新設や交換	△	「配管工事」や「床・壁の張替などの大工工事」を伴わない器具交換は対象外
		10 防水パンの取り付け	△	
		11 換気扇の取り付け	△	
		12 IHクッキングヒーターの新設	△	
		13 食洗機の取り付け	×	
		14 屋外水道を新設	×	外構工事該当のため対象外

## リフォーム支援事業対象工事判定一覧表

工事箇所		工事内容	判定	備考
H	畳の取替, 表替え	1 畳の交換, 表替え	○	置くだけのタイプのものは対象外
		2 畳の新規購入	△	
		3 絨毯の張替え	△	
I	住宅と一体となった車庫, 物置の増改築	1 ロフトの新設や改修	○	
		2 スキップフロアの新設や改修	○	
		3 押入れの改造	○	
		4 床下物置の新設や補修	○	
		5 玄関ポーチの改修や補修	○	
		6 サンプルームの新設や改修	○	
J	屋外の倉庫, 物置, 車庫, 駐車場, 造園その他外構工事	1 門柱の新設や改修	×	
		2 花壇の新設	×	
		3 家屋と一体でない物置の新設や補修	×	プレハブ物置を含む
		4 カーポートや駐車場の改修や補修	△	住宅から分離し独立しているものは対象外
		5 看板の新設や補修	×	
		6 離れの改修や改修	×	
K	住宅用太陽光発電システム, 冷暖房機器, 給湯機器, 家具, 電化製品の購入や設置工事, 当該機器等の修繕や補修に係る経費	1 太陽光発電の新設や補修	×	
		2 エアコンの新設や交換	×	
		3 ペレットストーブの新設	×	
		4 FF式暖房機の新設や交換	×	
		5 照明器具の新設や取付	×	
		6 テレビアンテナ等の配線工事	×	
		7 換気システムの新設や修繕	△	「配管工事」や「内装の張替など大工工事」を伴わない場合は対象外
		8 暖炉の新設や修繕	△	
		9 セントラルヒーティングの新設や修繕	△	
L	室内カーテン等の取付, 取替	1 ロールスクリーンの新設や交換	×	
		2 防炎カーテンの取付	×	
		3 カーテンレールやボックスの取付	×	
		4 ブラインドの取付	×	
M	設計費など	1 設計費や調査費等	×	
N	その他附帯工事や諸経費	1 上記の対象となるリフォーム工事の附帯工事	○	電気配線, 管工事等を含む
		2 上記の対象となるリフォーム工事に係る機器の撤去費用	○	
		3 上記の対象となるリフォーム工事に係る廃材処理費用	○	